

平成十八年二月二十八日受領
答 弁 第 八 六 号

内閣衆質一六四第八六号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が所有するワインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が所有するワインに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府は、その所有する財産を適切に管理すべきであると考えます。外務省所管の動産であるワインについても、外務省として適切に管理しているところである。

四について

御指摘の「リスト」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘のワインを購入する際に必要な文書を作成してきている。その文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、同法の規定に従って対応することとなる。

五について

御指摘のワインについて、お尋ねの点を確認するためには、改めて詳細な調査を要するため、お答えすることは、困難である。